

平成24年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成24年9月5日(水)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
(町長招集あいさつ)
- 第 3 報告第 2号 平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 議案第50号 平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について
- 第 5 議案第51号 平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について
- 第 6 議案第52号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 7 議案第53号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 8 議案第54号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 9 議案第55号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第56号 永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第57号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第58号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第13 陳情第 6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望について
- 第14 陳情第 7号 地球温暖化策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出の採択について

第15 陳情第 8号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（17名）

- 1番 小 畑 傳 君
- 2番 滝 波 登喜男 君
- 3番 金 元 直 栄 君
- 4番 齋 藤 則 男 君
- 5番 長 岡 千恵子 君
- 6番 原 田 武 紀 君
- 7番 川 治 孝 行 君
- 8番 川 崎 直 文 君
- 9番 多 田 憲 治 君
- 10番 上 坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松 川 正 樹 君
- 14番 渡 邊 善 春 君
- 15番 河 合 永 充 君
- 16番 上 田 誠 君
- 17番 酒 井 要 君
- 18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

- 町 長 松 本 文 雄 君
- 副 町 長 田 中 博 次 君
- 教 育 長 青 山 慶 行 君
- 消 防 長 中 村 勘太郎 君
- 代 表 監 査 委 員 小 山 和 男 君

総務課長	布目洋一君
企画財政課長	小林良一君
監理課長	南部顕浩君
建設課長	山下誠君
農林課長	河合淳一君
永平寺支所長	酒井暢孝君
上志比支所長	清水満君
福祉保健課長	長谷川斉男君
住民生活課長	市岡栄二君
環境課長	椛山勇君
会計課長	加藤茂森君
子育て支援課長	伊藤悦子君
税務課長	山田和郎君
商工観光課長	酒井圭治君
学校教育課長	末永正見君
生涯学習課長	長谷川伸君
町立図書館長	中村耕夫君
上水道課長	山本清美君
下水道課長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長	南部辰夫君
書記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月30日、町長より平成24年第4回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては連日の猛暑日が続く中、ご健勝にて一堂に会してここに本議会が開会できますこと、心より厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれておりますことはまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読されまして、ご協力をお願い申し上げます。

なお、地球温暖化防止対策として省エネのための国、県で取り組みを行っている夏のエコスタイル期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で挑んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成24年第4回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

また、本日は決算認定についてを上程いたします関係上、代表監査委員に出席をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

次に、本議会に提出されました案件は、町長提出として報告1件、決算認定2件、補正予算3件、条例の一部改正等4件、諮問1件、計11件となっております。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してあります。

なお、平成23年度永平寺町役場事務の概況につきましては、別冊にて配付され手おりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

これをもって報告にかえさせていただきます。

以上をもちまして諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、川治君、8番、川崎君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日、9月5日から9月20日までの16日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日、9月5日から9月20日までの16日間と決定しました。

次に、町長より本定例会に提出されました議案についての提案理由の説明を受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 第4回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べますとともに、町政の課題、9月補正予算、その他の議案等の概要について申し上げます。

暦の上では立秋も済み、収穫の季節を迎えておりますが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。議員各位におかれましてはご壮健でご活躍のことと、心からお喜びを申し上げます。

本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご多忙の中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず、さきの臨時会におきまして、議長、副議長を初め各常任委員会や特別委員会の構成が新たになってから初めての定例会となりますが、町民の生活の向上のため、真に開かれた議会活動となるように心からご期待を申し上げる次第であります。

さて国においては、消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革、衆議院における選挙制度改革、韓国、中国、ロシア等との外交政策、さらには本年度予算執行に不可決である特例公債法案等の重要な課題が山積しており、審議が進められておりますが、厳しい状況にあります。国民生活の安定を最重要課題として

位置づけ、健全な経済社会情勢の構築を図り、国民が希望と安心が持てる生活重視の政策推進に全力を挙げて取り組むことを願っているところであります。

また、真の地方分権改革の実現に向け、強力かつ実効ある改革を進められるよう強く求めるものであります。

さて、合併7年目を迎え、町ではことしもさまざまなイベントを開催してまいりました。6月17日には町民健康ウォーキング、7月21日には3回目となる夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会、29日にはプロ野球BCリーグの開催日に永平寺の日を設定いたしました。8月26日には大燈籠ながし、そして29日には子ども議会を開催いたしました。

大燈籠ながしは、ことしも町民の皆様を初め、特に県内外からこれまで以上に多くの方々のご来場をいただき、夏の風物詩として感動のある催しとなり、大きな成果を上げ、永平寺町の生き生きとした町の姿を県内外に広く発信できたものと思っております。これもひとえに、伝統を守り、新たなまちづくりにかける町民の皆様の熱い思いが実ったものと考えております。

子ども議会は初めての試みでありましたが、町内の3つの中学校から20名の子ども議員が出席し、通学路に街灯を増設して、子供たちが外で安全に遊べる場所をなど建設的な意見、提案が投げかけられました。今後のまちづくりに大いに生かしてまいりたいと考えており、来年度以降の開催についても学校と十分協議しながら、将来を担う子供たちに大いに期待し、さらに有意義で充実した子ども議会にしたいと思っております。

また、今月17日には敬老会、30日は体育祭を、10月に入り14日には総合防災訓練、20日、21日は産業フェアを開催することとしており、多数の町民の皆様のご参加を願っているところであります。

次に、消防力と消防体制の強化について申し上げます。

本町におきましては、本年四月から、松岡と上志比の2署体制で消防業務を行っているところでありますが、今、消防の広域化と消防無線のデジタル化について、県を中心に課題の解決を図りながら、具体化に向けた取り組みが進められております。この2つの課題に加えて、新たな高機能指令台の整備についても検討しているところであります。

近年における災害の形態は複雑・多様化しており、これに対応するため、消防業務の専門化、救急業務体制の強化、災害時における初動体制の強化が求められております。

このような状況の中にあつて、あらゆる災害に的確に対応し、町民の生命と財産を守るためには、現在の消防体制を一元化していく必要があると考えております。これまで、一本化についてさまざまな検討をしてまいりました。特に、消防本部の若手職員を中心としたプロジェクトチームの中で、地域住民の信頼と期待に応える消防業務を遂行するためには、町内のどの場所が適切であるか検討を重ねてきたところであります。

デジタル化を図る消防無線の基地局は、どの位置が町内全域をカバーでき、経済的にも有利なのか。中部縦貫自動車道、国道416号、機能補償道路への接続はどうか。福井、坂井、奥越地区と一体となった広域消防への対応。災害時におけるこしの国ケーブルテレビとの連携など、いろいろな角度から検討した結果、新しい消防庁舎は永平寺開発センターの一部を活用し、高機能指令台の整備、車庫等について増築することが望ましいとの結論に至りました。

消防無線のデジタル化につきましては、平成28年5月から移行することになっておりますので、これに合わせた統合を考えており、25年度には実施設計を、26年度、27年度に開発センターの耐震補強工事と車庫等の増築工事を進めたいと考えております。

議会におかれましても、昨年9月に消防署統合推進特別委員会を立ち上げていただき、消防署の統合や消防体制の強化等について議論を進めていただいております。町民の皆様にも、これから十分説明をさせていただきながら、一元化に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、何とぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それではここで、本定例会に上程いたします議案等について申し上げます。

まず、平成23年度財政健全化判断比率の報告であります。法律の規定に基づき実質公債費比率を初めとする5つの指標を公表するものであり、平成23年度決算における本町の状況は、健全な団体としていずれも国が定める基準値以内となっております。今後も、積極的に行財政改革を進め、真に必要な事業を優先して推進するなど、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の一般会計、特別会計、上水道事業会計の決算認定であります。それぞれの会計について決算書を調製し、監査委員の決算審査を受けましたので、法律の規定に基づき議会に提出し、認定をお願いするものであります。

次に、平成24年度一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出から申し上げますと、総務費では、永平寺口駅周辺整備事業で用地取得費と移転補償費を、地域の防犯灯設置と自主防災組織への資機材整備補助金を増額しております。

民生費では、介護従事者処遇改善臨時特例基金の清算に伴う返還金と、旧法に基づく老人医療費の返還金を増額いたしました。

また、衛生費におきましては、住宅用太陽光発電設備に対する補助金を増額しております。環境への配慮や省エネに対する町民の意識が高まり、これまで150を超える設置者に対して支援をいたしました。他の市町では見直しをしているところもありますが、本町ではでき得る限りこの制度を推進していきたいと考えております。

商工費では、永平寺門前観光協会が行う観光まちなみ魅力アップ事業を支援いたします。本年度の事業として、散策ルートの開発と検証、まち歩き散策マップの作成、柏樹庵の活用、物産市の開催と特産品の研究などに取り組むこととしております。

土木費では、県による市野々地係での砂防ダムの整備が決まりましたので、指定地の申請に必要な測量調査等の業務を実施することとしております。

消防費におきましては、消防団員安全装備品整備事業を活用して、夜間の消防団活動を安全に遂行していただくため、携帯用投光器を整備いたします。

教育費においては、町民の方から寄附金をいただきましたので、教育振興のための備品購入費を増額しており、県が実施する小中学生の嶺南・嶺北交流事業に松岡小学校、志比南小学校、上志比中学校がモデルコース実施校として認められましたので、体験学習の経費等に対して支援をいたします。

また、松岡中学校女子バスケットボール部、松岡中学校女子ソフトボール部、上志比中学校吹奏楽部が、それぞれ県内の大会で優秀な成績をおさめ、北信越大会等のブロック大会に出場いたしましたので、参加に要した経費の一部を支援することとしております。

以上により、本年度一般会計9月補正予算の総額は3,288万2,000円となった次第であります。

これらの歳出の財源となります歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金のほか、前年度からの繰越金等を充てることとしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、高齢者の人間ドックと保険料の還付金を増額し、介護保険特別会計では、サービス事業勘定予算の廃止に伴い、その

清算金を保険事業勘定予算に組み入れるため所要の補正を行うものであります。

次に、条例の一部改正について申し上げます。

災害対策基本法及び総務省令が改正されたことに伴い、本町の関係する条例の一部を改正する必要が生じたため、改正案を提案するものであります。

また、現在整備を進めております健康福祉施設の設置及び管理に関する条例を新たに制定することとしております。

このほか、人権擁護委員候補者の推薦についてご提案申し上げておりますが、いずれも上程の都度ご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議いただき妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

地方にとりましては、依然として厳しい状況の中にあり、なお一層健全で責任ある行財政運営が求められているところであります。

私は、これまで以上に町民の視点で行財政改革を推進し、定住の促進と、あらゆる産業と全ての地域の振興を図り、住みよい・住みたくなるまちづくりを進め、町民の皆様の信頼と期待に応えてまいりたいと考えております。

以上、本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町勢発展に向けご尽力賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

～日程第3 報告第2号 平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第3、報告第2号、平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を議題とします。

この報告については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員により審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました報告第2号、平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についてご報告をさせていただきます。

初めに、この財政健全化指標の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員さんの審査を経まして、その意見書を付して議会へ報告をするものでございます。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

永平寺町財政健全化判断比率等につきましては、財政健全化法に規定されまし

た基準比率に応じて、自治体の財政健全度合いを5つの指標を用いてあらわされるものでございます。本町の指標は、本年も国の定める早期健全化基準、財政再生基準の2段階の基準をいずれも下回っており、健全団体の基準内となっております。

5つの指標につきましてご説明を申し上げます。

赤字比率につきましては、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでありますが、黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化して、財政運営の悪化の度合いを示すものでございますが、一般会計、特別会計、企業会計、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断されます。

次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化して、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すものでございます。本町におきましては、地方債の借入金の返済金並びに一部組合が起こした本町分の公債費及び上水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の繰出金等が対象となっております。また、実質公債費比率につきましては、平成21年度から平成23年度までの3カ年の平均であらわされるものでございます。平成23年度の実質公債費比率は14.1%となり、昨年の14.5%と比較しますと0.4ポイントの改善となっております。

将来負担比率につきましては、地方公共団体の一般会計等の借金や将来支払っていく可能性のある負担等で、現時点での残高を指標化して、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示すものでございます。一般会計の負債現在高、債務負担行為、一部事務組合が起こした本町分の起債残高、全職員の退職手当支給予定額など、将来にわたって抱えている負債が対象となります。平成23年度の将来負担比率は65.2%となり、昨年の88.5%と比較しますと23.3ポイントの改善となっております。

次に、公営企業における資金不足比率につきましては、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。上水道や下水道事業会計などの実質収支額の赤字及び資金不足はなく、全ての会計で黒字となっており問題はないと判断され

ます。

なお、議案書の3ページから4ページにつきましては、8月8日に実施いたしました平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の審査結果と意見につきまして、監査委員さんよりご提出されたものでございます。

以上、平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

これで報告第2号 平成23年度永平寺町財政健全化判断比率等の報告についての件を終わります。

～日程第4 議案第50号 平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

～日程第5 議案第51号 平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第4、議案第50号、平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び日程第5、議案第51号、平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第50号及び日程第5、議案第51号について一括議題とします。

この決算認定については、代表監査委員の出席を求めています。

なお、監査委員より審査意見書が提出されております。

意見書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（加藤茂森君） ただいま一括上程をいただきました議案第50号 平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、並びに議案第51号 平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定につきまして、提案理由の

ご説明を申し上げます。

議案第50号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、また議案第51号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会のご認定をお願いするものでございます。

各会計とも、関係法令の定めるところによりまして調製いたしました決算関係書類をもとに、上水道事業会計は去る5月31日に、一般会計及び特別会計は去る8月2日、3日、6日、8日の4日間にわたり監査委員さんの審査を受けました。

議案第50号関連、議案第51号関連として、別紙のとおり監査委員さんより審査意見書のご提出をいただいております。

何とぞよろしくご審議いただきまして、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元議員。

○3番（金元直栄君） 本町の23年度決算の提案と、なおかつ監査委員会からの審査意見等について提出されていますが、この中で、きょうは代表監査委員も出席なので幾つか質問していきたいと思えます。

私は、この決算の意見書を見ていまして、ちょっと後で確認したいことは別として、まずお聞きしたいことは、第1に代表監査委員さん、初めてのことで本町の23年度決算をごらんになって、まず率直に思われたことはどうなのかというのが第1です。

2つ目は、意見書の中にもありますけれども、2番には財政調整基金に4億6,000万の積み立てができたということが示されています。

ただ、私はこれまでも議会で理事者にいろんなことで質問してきましたけれども、リーマンショック以来の不況の中、ここ何年か国の補正予算による地方への緊急経済対策や、また緊急雇用対策と称した交付金がかなりの額で交付されてきているわけでありまして。ところが本町の場合、それらの交付金で行った事業についても余った金については本来の目的である地域の経済対策としては使い切っていない、余剰金として積み上げているのがこの数字だと思っております。

23年度も4億6,000万を積み上げて、本町の財政調整基金は約23億円。22億数千万ですが、約23億円。基金の合計では、一般会計に属するところで

は約29億円になっている状況があります。これをどう見るかということをお聞きしたいと思っています。

3つ目には、ここにも若干公共施設のことについては触れているんですが、人口2万人の町に多過ぎる。合併したわけですから多過ぎる公共施設があるわけですね。このあり方について言及はしないのか。運営委託等についての査定基準を精査し、適切に取り組んでいただきたいということは書いてあるんですが、人口2万人の町に必要な公共施設のあり方について、やっぱり単に保守管理、委託だけではなく、そういうことについてどう思われているのかをお聞きしたいと思っています。ここでの提案に終わったことはどうしてかということですね。

4つ目です。国民健康保険会計のことで意見の5つ目に述べられているんですが、この国民健康保険会計というのは国により自営業者や所得の低い人々に対し、いわゆる国民皆保険制度として設けられてきた歴史があります。この間、国は国保会計への国庫負担金を減らし続け、当初、同会計に占める国庫負担の割合は45%となっていましたけど、今では3割台の前半となっているところです。この状況の中で、被保険者の保険料はどんどん引き上げられ、同時に中小企業の不況にあえぐ状況は非正規労働者の割合の増加によって高く払えない国保料となってきたということが最近言われています。こんな歴史や状況にもかかわらず、独立採算の名のもとに一般会計からの繰り入れを少なくしろというのは、やっぱり意見としてどうなのかということです。

国保の医療費については、特に1人当たりの医療費については町の健康づくり事業や保健事業にも多く関連していると私は思っているところから、どうなのかということです。

5つ目です。税の滞納の徴収問題にも触れられています。これは町税や国民健康保険税等での滞納者に対する徴収方法を検討され、収納率向上に努力されたいということですが、ちょっと議会でこれまで問題になってきているのは、長期にわたる繰越滞納の金額です。税金と国保。国保は本町の条例では国保税となっていますが、本来は国の指示は国保料です。だから、税の滞納という呼び方で示すのはどうかと私は思っているところですがそれは別にして、長期の繰越滞納があるわけですが、この辺まずどうするのかこそ示すべきではないのかなと私は思っています。

それらについてまずお聞きしたいのと、最後、指摘ですが、8ページの監査委員さんの一番上のところで、地方債の残の中に介護保険会計のいわゆる支払基金

の中から借りている金額が含まれているんですけど、これは地方債と呼ぶのかというようなこともちょっと、そうではないんじゃないかなと私思うので、ちょっとお聞きしたいと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども。

○議長（伊藤博夫君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小山和男君） 幾つかご質問いただきまして、大変うれしいやいろいろ考えるところもあるんですけども、まず1番目の率直な意見はどうであるかという、23年度の予算、決算についてですね。そういうお話ですけども、予算95億8,000万余りですか、決算で見ますと歳入が92億6,000万余り、それから歳出が80億9,000万余りというふうになっておりまして、歳出のほうがかなり削られたとか抑制された、頑張ったのかなというふうな気持ちもございます。

ただ、歳入の内訳を見ますと、地方交付税が44.6%ですか。かなり大きなウェートを占めているんじゃないかという問題、それから町税が約21.8%ぐらいですね。そのあと国の支出金、県の支出金というような順番になっているということで、かなり厳しい状況、いわゆる自主財源的なものは少なくなってきたら、かなり厳しい状況にあることは間違いないなというふうに感じております。

先ほど言いましたように一般会計、特別会計合わせまして約137億円の決算となっております。さらには、逆に町の債務のほうは一般会計で約79億、それから特別会計で67億で合計で146億円と、かなり大きいというふうに考えます。かなり大きな借金を抱えているわけでごさいます、これもまた厳しい状況であるというふうには認識しております。

したがって、こういう中で事務事業の執行に当たりましては、効率的、効果的にすることはもちろんのことですけれども、スピード感を持ってやっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えます。

それから、23年度におきましても2006年から行財政改革を進めておられるというふうにお聞きしておりますので、この効果があらわれているんじゃないかなという気はいたしております。こういうことはやっぱり評価すべきじゃないかなという気持ちを持っております。

しかしながら、今後、少子・高齢化が進む、さらに進展する、また景気低迷が続いていると。さらには大規模災害も起きてきているというようなことを考えま

すと、税収の落ち込み、また地方交付税の落ち込みなんかも懸念されるんじゃないかなというふうに考えられますので、財政のさらなる健全化に努めていただきたいというのが率直な意見でございます。

次に、2番目の財政調整基金のお話でございますけれども、ご存じのように緊急経済対策でもらっている交付金につきましては、それなりに事務執行されているということで、交付金については効果が上がっているんじゃないかなと。

また、この交付金につきましては目的外の事業には執行できないというふうなこともお聞きしていますので、余ったからすぐ財政調整基金に積み立てたんだというふうには思っておりません。

また、地方債の23年度末においては先ほど言いましたように146億円の残高があるわけでございますから、今後も毎年十七、八億円の返済が要るんじゃないかなというふうに考えます。

こういう中で財政調整基金が23億あるということについて、いろんな見方ができるんじゃないかなと。多いという人もいれば少ないという人も、いろんな見方があるんじゃないかなというふうには考えております。

その次に、公共施設の問題のお話でございますけれども、私どもも公共施設のたくさんあることについて、今後どうしていくかというのはかなり大きな問題であるというふうに認識しております。また、町の理事者側のほうでもそういう認識は持っておられるように説明を受けております。

報告書の3にもちょっと記載させていただいたんですけれども、公共施設の保守ばかりでなくて老朽化、それから改修なんかも必要になってくると。これはやっぱり年次計画を立てるべきじゃないかということのを記の3番に記載させていただきます。その中で、管理及び財政運営計画に反映願いたいというふうに記載させていただいたんですけど、この管理については箱物の撤去をどうするか。こういうものも今後どうするかを考えていただきたいと。これは財政運営計画の中でもやっぱり考えていく必要があるのではなかろうかということで、記の3番に記載させていただいたものであって、全然公共施設について云々の問題ではないかと思えます。

4番目に保守点検の積算のことを書かせていただいております。

その次に国保の問題ですけれども、国保の質問でございましたけれども、意見書のほうにちょっと記述に不親切なところがあるかなというふうには思っております。これにつきましてはちょっと申しわけなく思っております。

平成22年度に国保の大きな改定がございまして、加入者に負担が大きくなっていくということもございまして、本町では平成22年から24年にかけて毎年2,000万円ですか、合計6,000万円、個人負担の軽減を図るという目的で、そういう緩和策がとられたということに対しては評価していいんじゃないかなというふうに私どもは思っております。

ただ、国保会計につきましても、先ほど議員さん言われましたように、特定健診や人間ドックの受診率の向上、さらに上げていただきたいと。

また、健康スポーツというんですかね、いろんな催しもございますから、そういうものにも積極的に町民が参加できるように促していただければ医療費の節減になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今度も医療費の軽減に頑張りたいなというふうには思っております。

特に特別会計は独立採算云々という言葉をちょっと入れさせていただきましたのは今後のこともあると。特別会計は国保だけじゃございませんので、いろんな特別会計がございますから、特に一般会計に大きな余裕があるというものでもございませんので、今後とも特別会計につきましては一般会計からの繰り入れができるだけ少なくなるように、だめと言っているわけではございませんので、必要なきときには出てくると、それはあるんだろうと思います。できるだけ少なくなるように努力して願いたいという意味で、一般的な事項として入れさせていただきました。ご理解いただきたいなと思います。

次に、税の滞納の問題でございますけれども、税の滞納問題については毎年問題になっているというふうにもお聞きしております。また、これは永平寺町だけの問題ではないんじゃないかなというふうに私は思っております。

幸いといいますか、県と市で支援機構というんですか、滞納整理機構ですか、平成22年に立ち上げられたというふうにお聞きしています。また、町においても案件を幾つか上げておられるというふうにお聞きしていますので、これらの利用を十分図っていただきたいなという気もいたします。

また、一番大事なことは長期の滞納にならないように、やっぱり職員の方、徴収員の方、できるだけ頑張ってください、長期の滞納になると大変厳しい状況になりますから、先ほど言いましたように皆さん頑張ってください、長期の滞納にならないような努力をひとつお願いしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 金元議員。

○3番（金元直栄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

ちょっとその中で基金残の問題については、かつて国は地方の基金残の額を口実にして地方交付税を減らしてきた歴史が現実にあるんですね。国保会計なんかは特にそれで練られました。いわゆる地方は金余り状況だということを指摘してきたわけですね。その辺を十分考えた上で、自治体というのは単年度会計で成り立っていますから、そういう意味ではそれなりのことを考えて、湯水のようにお金を使えという意味じゃないですよ。僕はいろんな施設をつくるときには、例えばお金がたまってからつくるというのは、私みたいにあんまり収入の少ない人間はそう考えるんですね。借金をしてつくるといったら、あと返すのはどうもなりませんから。そういう意味では、そういう計画を持った基金の積み立ても必要なんではないかと思います。だからこそ、いろんな項目、基金があるんだと思うんですね。

その辺は国の交付税引き下げの口実にされないようにということはやっぱり十分監査委員さんとしても、そういう歴史があったことからお願いしたいと思っています。

箱物の問題では、箱物の撤去の問題も含めて今後いろいろ課題があるんじゃないかということで3番で書かれているんだよということを言われて、それはそのとおりに私も思っているところですので、ぜひやっぱり町民全体としてもそういうふうなのを見ていく必要があると思っています。

また国保の問題で言いますと、いわゆる社会保険というのは企業負担、企業主負担が2分の1あるわけですね。状況によってはいわゆる10分の6あるところもあるわけで、5分の3ですね。あるところもあるわけで、そういう意味ではその部分を国が低所得者、中小業者のそういう皆保険制度の導入のときには担うんだということで、本来2分の1と。ところが、当時から2分の1にはなってなかったんですね。それがどんどん減らされて今30%台になってきた。いわゆる後期高齢者医療の問題を含めると、それも含めた負担のことを考えると2割台に落ち込んでいるんじゃないかと言われていることもありますので、その辺はいわゆる国保会計のあり方そのものも今後何か県へ一本化というのは僕はあんまりいい方向ではないかなと。各自治体の取り組みが評価されることなくそういう方向に歩むのはどうかなというのは私思わんでもないです。

そういう意味では、ぜひ健全運営について、一般会計も関係あるんだよということは見えていただきたいと思います。

税の滞納の問題でいいますと、やっぱり不納欠損、思い切ってやる時期に来ているんじゃないか。そこがもうどこに行ったかわからないような人たちもたくさんいるとか、国保税ということで町の場合はなっていますが、本来、国保税ですね、国で言う。その部分でいいますと、本当にもう徴収できない、可能性のないところについてはそういう処理をしていかないと、集めるほうもそれだけあるんだからということで士気が上がらないんじゃないかということもやっぱりちょっと思うんで、その辺は監査委員さんとしてもぜひ見ていていただきたいと思います。

あと、これは監査委員だけじゃなしに、介護保険会計の起債が入っていることについてはどうかなど。

また、決算認定のいろんな決算審査の中では監査委員さんが指摘したことも含めていろいろ理事者に問うていきたいと思うんで、そういう意味では監査委員さんへの質問はこれで終わって、ぜひやっぱり十分に審議できる時間の保障をお願いして、私の質問は終わっていきます。

○議長（伊藤博夫君） 監査委員。

○代表監査委員（小山和男君） 再質問で幾つかありましたけれども、まず財調基金と地方交付税の関係ですけれども、これは町のほうで、理事者のほうで答えいただきたいなというふうに考えておりますので、ひとつ理事者のほうで、町のほうでお願いしたいと思います。

それから、社会保険の国保の関係で2分の1の云々の問題ですけれども、これは国のルールの問題だと思いますので、私ども監査委員のほうでするのはどうかというふうに考えますので、ひとつご理解いただきたいなと思います。

それから、最後の税の滞納問題です。これは長期滞納の問題ですね。これについては上水道事業会計のほうにも記載させていただいたんですけど、長期滞納者についての検討はしていただきたいと、これははっきり書かせていただきました。一般会計のほうに入っておりますけど上水道のほうには書かせていただきました。

それで、先ほど議員さん言われますように、長期滞納者、いわゆる行方不明の方、どこへ連絡していいかわからないという方もいらっしゃると思います。そういうことも含めて、長期というのは何年が長期なのか僕もちょっと問題はいろいろあるかと思います。その辺も含めて検討させていただきたいという意味で上水道会計のほうには長期滞納者については処理について検討していた

だきたいという文章を記載させていただきました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 財政調整基金の基金残高と地方交付税の関係でございますが、初めに地方交付税につきましては全国どの市町村に住んでおられても一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が一定の算定基準により地方公共団体へ交付しているものでございます。

それで、普通交付税の算定でございますが、これにつきましては道路橋梁費などの土木費、小中学校費などの教育費、それと社会福祉士などの厚生労働費、それと農業行政費などの産業経済費、そして地域振興費などの総務費などの費目から交付税が算定をされております。ということから、地方交付税の算定につきましては、財政調整基金の基金残高と地方交付税とは関係ないものと町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時49分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 引き続き再開いたします。

議案第50号、平成23年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について及び議案第51号、平成23年度永平寺町上水道事業会計の決算認定についての2議案を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、閉会中に審査をしていただき、12月の定例会までに審査の結果を議長に提出願います。

～日程第6 議案第52号 平成24年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第7 議案第53号 平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第54号 平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第6、議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） ただいま上程されました議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算からご説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,288万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億8,495万8,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、23ページから24ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

29ページをお願いいたします。

款2総務費、永平寺口駅周辺整備用地購入費384万円につきましては、永平寺口駅周辺整備事業に伴う京福バス車庫敷地の用地購入費をお願いするものでござ

ございます。

次に、京福バス車庫移転補償費 1,669万9,000円につきましては、同じく永平寺口駅周辺整備事業に伴う京福バス車庫移転等に伴う補償費をお願いするものでございます。

次に、防犯施設整備補助金 80万円につきましては、安全で明るいまちづくりのため、新たに防犯灯を設置する自治会に補助するもので、昨年を上回る要望があるため補正をお願いするものでございます。

次に、自主防災組織協議会資機材整備補助金 140万円につきましては、災害時の自主防災活動に支障を来さないよう資機材整備に対する補助をするもので、昨年を上回る要望があるため補正をお願いするものでございます。

次に、款 4 衛生費、住宅用太陽光発電等設備導入補助金 331万2,000円につきましては、温暖化への関心や電力供給に対する需要が高まったことから申請が増加したため補正をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

款 7 商工費、観光まちなみ魅力アップ事業補助金 30万円につきましては、永平寺門前協会が主体となり門前町並みの魅力を県内外にPRするための町補助金をお願いするものでございます。

次に、款 8 土木費、砂防指定地申請業務委託料 176万4,000円につきましては、土砂災害の危険箇所でございます市野々地係の押谷川、切谷川の砂防堰堤の整備に伴う砂防指定地申請業務委託料をお願いするものでございます。

31ページをお願いいたします。

款 9 消防費、一般備品 68万2,000円につきましては、消防団員の夜間災害現場活動時に安全に業務が行えるよう携帯用投光器の整備費をお願いするものでございます。

次に、款 10 教育費、補助金 88万4,000円につきましては、嶺南・嶺北プログラム事業の県補助を受け、上志比中学校が嶺南地方へ交流事業に行く交通費等 21万4,000円をお願いするものでございます。

また、学校体育・文化事業補助金 67万円につきましては、中学校の北信越大会、全国大会へ出場する部活動に対する交通費及び宿泊費等をお願いするものでございます。

次に、修繕料 86万7,000円につきましては、緑の村ふれあいセンターの多目的ホールに設置してあります電動式移動観覧席の制御盤が故障したことから

ら、修繕費の補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、27ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、緊急援助活動費負担金107万3,000円につきましては、東日本大震災に際し、福井県緊急消防援助隊として活動に要した費用に対する国庫負担金を予算化するものでございます。

次に、社会資本整備総合交付金780万円につきましては、永平寺口駅周辺整備事業に伴う国庫補助金を予算化するものでございます。

次に、砂防事業費補助金88万2,000円につきましては、砂防事業に係る国庫補助金を予算化するものでございます。

款14県支出金、小中学校嶺南・嶺北交流事業補助金61万4,000円につきましては、嶺南・嶺北間の交流事業の費用に対する県補助金を予算化するものでございます。

後段の款18繰越金、純繰越金2,070万4,000円につきましては、9月補正予算に係る財源として、平成23年度からの純繰越金を予算化するものでございます。

以上、平成24年度永平寺町一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書の34ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,991万8,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、35ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

38ページをお願いいたします。

款1総務費、人間ドック委託料62万5,000円につきましては、当初30件分で予算化いたしましたが、25件の増が見込まれることから委託料の補正をお願いするものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、37ページをお願いいたします。

款5諸収入、後期高齢者医療制度特別対策補助金62万5,000円につきましては、後期高齢者の人間ドック受診希望者が当初よりふえましたので、後期高齢者医療制度特別対策補助金の増額分を予算化するものでございます。

以上、平成24年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ介護保険勘定68万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,440万2,000円とお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、42ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。

款3基金積立金、介護給付費準備基金積立金68万8,000円につきましては、介護保険サービス勘定を廃止したことによる清算金を、介護給付費準備基金へ積み立てするため予算化するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、44ページをお願いいたします。

款9諸収入、介護保険サービス勘定清算金68万7,000円につきましては、平成23年度において介護保険サービス勘定を廃止したことによる清算金が確定いたしましたので、介護保険事業勘定で受け入れをするため予算化をするものでございます。

以上、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただき、ご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第6、議案第52号、平成24年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第8、議案第54号、平成24年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてまでの3件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に願います。

～日程第9 議案第55号 永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第10 議案第56号 永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第9、議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(布目洋一君) 議案第55号及び議案第56号について説明をさせていただきます。

いずれの条例の改正につきましても、災害対策基本法の一部を改正する法律が交付、施行されたことに伴いまして、この条例の一部を改正する必要が生じたため提案をするものでございます。

まず、永平寺町防災会議条例の改正でございますが、第1条につきましては条例制定の趣旨が規定されてございます。この中で法律の引用する項の変更をするものであります。

第2条におきましては、防災会議の所掌事務が規定されてございますけれども、この事務に町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、並びに前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること、この2つの規定を追加するものでございます。

第3条第5項につきましては、委員の構成の規定がしてございますけれども、この中に自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命するものといったものを追加するものでございます。

第7号については、第5項の第8号を追加するという規定でございます。

次に、災害対策本部条例の改正でございますが、第1条に条例制定の趣旨が規定されておりますけれども、これも法律を引用しておりますけれども、この条例の改定をするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第9、議案第55号、永平寺町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第10、議案第56号、永平寺町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第11 議案第57号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第11、議案第57号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（中村勘太郎君） それでは、議案第57号、48ページでございますけれ

ども、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、近年、電気自動車の普及によって設置が進められている電気自動車の急速充電設備からの火災を予防するため、総務省が対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を一部改正されましたもので、本町火災予防条例も国の準則に従い、今回の条例改正に至ったものでございます。

またあわせて、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、改正の内容についてご説明をさせていただきます。

一つ、火を使用する設備、対象火気設備等の種類に急速充電設備を追加するものでございます。急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めるものでございます。

また、第13条及び第14条並びに第31条の3において、所要の整備を行うものでございます。

参考までに申し上げますと、急速充電設備と申しますのは、充電ケーブルを接続することにより、電気自動車に短時間で充電を可能にした装置でございます。家庭のコンセントで申しますと、利用する普通充電設備の場合、約14時間がかかる充電時間が、この急速充電設備では最短30分程度で充電することができます。

県内における急速充電設備の設置状況でございますけれども、4月1日現在で、福井市4カ所、大野市2カ所、越前市2カ所、敦賀市2カ所、小浜市1カ所、高浜町1カ所、おおい町3カ所となっております。

また、設置されている施設等々でございますけれども、福井市ではフェアモール福井とかカーディーラーに3施設、それから敦賀市ではカーディーラーに2施設、小浜市ではコンデンサ工場に1カ所、大野市では交流センター、またコンデンサ工場に各1カ所、越前市ではホームセンターに1カ所、カーディーラーに1カ所と、高浜町では1カ所、道の駅に1カ所設置されております。また、おおい町におきましては道の駅2施設に各1カ所、それにきのこの森野外広場で1カ所というような県下の状況でございます。

以上、簡単ではございますけれどもご提案のご説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) ないようですから、質疑を終わります。

日程第11、議案第57号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第12 議案第58号 永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第12、議案第58号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長(山田幸稔君) お願いいたします。

それでは、議案第58号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。

永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例につきましては、現在、永平寺町清水地係に施設の整備を進めています永平寺町健康施設について、町民の健康増進、余暇の活用及び介護の予防を図り、交流を通じた活力ある地域づくりを行うことを目的として、その目的達成のためのサービスを提供する施設として位置づけることとするため、その施設及び管理について定める必要があることから提案するものでございます。

この条例につきましては、第1条に設置の目的、第2条に名称と位置、第4条、第5条に指定管理者による管理と指定管理者が行う業務の範囲、第6条と7条に開館時間と休館日、第8条、9条について利用の許可と遵守事項、第10条、11条では利用の制限と許可の取り消し、また13条に利用料金の額を、14条、15条の料金の割引と返還についてなどお示ししております。

この永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例によりまして、健康福祉施設の設置及び管理について定め、施設設置目的を達成するため適切な管理運営を行い、町民に対し適切なサービスを行っていきたいと考えています。

以上、よろしくご審議いただきまして、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

日程第12、議案第58号、永平寺町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出願います。

～日程第13 陳情第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望について～

～日程第14 陳情第7号 地球温暖化策に関する「地方財政を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書提出の採択について～

～日程第15 陳情第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第13、陳情第6号、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書提出の要望についてから日程第15、陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての3件を議題といたします。

この陳情書はお手元に配付してあります陳情文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 分 休憩)

(午前 11 時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

これをもちまして本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

なお、明日 6 日から 10 日までを休会いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす 6 日から 10 日までは休会といたします。

11 日は定刻より本会議を開催したいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午前 11 時 17 分 散会)